



三重県公報

令和5年3月14日 (火)

第 395 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
7	三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(大気・水環境課)	2
告 示			
140	行政書士法の規定による行政処分	(法務・文書課)	5
141	子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(子ども・福祉総務課)	5
142	保安林の指定を解除する旨	(治山林道課)	6
143	保安林の指定施業要件を変更する旨	(同)	6
144	同件	(同)	6
145	同件	(同)	7
146	同件	(同)	7
147	同件	(同)	8
148	同件	(同)	8
149	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(同)	8
150	同件	(同)	9
151	同件	(同)	10
152	同件	(同)	10
153	同件	(同)	12
154	三重海区漁場計画の決定及び公示について	(水産資源管理課)	13
155	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	14
156	同件	(同)	14
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	14
	入札参加資格審査申請の提出期間	(建設業課)	15
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(技術管理課)	15

規 則

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月十四日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第七号

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成十三年三重県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(指定施設)</p> <p>第七条 条例第二条第十一号に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げるばい煙等の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる別表第一から別表第六までの中欄に掲げる施設に該当し、かつ、これらの表の下欄に規模について定めがある施設にあつては、その規模がそれぞれ同欄に該当するもの（燃料としてプラスチック、プラスチックを含有する固形化した燃料又は廃棄物固形化燃料（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第四条第一項第七号ヌに規定する固形燃料をいう。）（いづれも廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物でないものに限る。以下「プラスチック等燃料」という。）を使用しない施設であつて、<u>大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項に規定する建設物、工作物その他の施設（騒音及び振動に係る施設にあつては、同法第二条第二項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物を除く。）とする。</u></p> <p>一〜六（略）</p>	<p>(指定施設)</p> <p>第七条 条例第二条第十一号に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げるばい煙等の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる別表第一から別表第六までの中欄に掲げる施設に該当し、かつ、これらの表の下欄に規模について定めがある施設にあつては、その規模がそれぞれ同欄に該当するもの（燃料としてプラスチック、プラスチックを含有する固形化した燃料又は廃棄物固形化燃料（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第四条第一項第七号ヌに規定する固形燃料をいう。）（いづれも廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物でないものに限る。以下「プラスチック等燃料」という。）を使用しない施設であつて、<u>鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項に規定する建設物、工作物その他の施設（騒音及び振動に係る施設にあつては、同法第二条第二項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物を除く。）とする。</u></p> <p>一〜六（略）</p>						
別表第一（第七条関係）	別表第一（第七条関係）						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="175 1680 287 2060">一</td> <td data-bbox="287 1680 478 2060">ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で〇・一パーセント以下であるガスを燃料として専焼</td> <td data-bbox="478 1680 798 2060">燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二〇〇リットル以上であること（日本産業規格（以下「規格」という。）B八二〇一及びB八二〇三の伝熱面積の項で定める算定方法により算定した伝熱面積が八平方メートル未満のもの（を除外する。）。</td> </tr> </table>	一	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で〇・一パーセント以下であるガスを燃料として専焼	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二〇〇リットル以上であること（日本産業規格（以下「規格」という。）B八二〇一及びB八二〇三の伝熱面積の項で定める算定方法により算定した伝熱面積が八平方メートル未満のもの（を除外する。）。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="798 1680 909 2060">一</td> <td data-bbox="909 1680 1085 2060">ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）</td> <td data-bbox="1085 1680 1420 2060">日本産業規格（以下「規格」という。）B八二〇一及びB八二〇三の伝熱面積の項で定める算定方法により算定した伝熱面積が八平方メートル以上一〇平方メートル未満であつて、かつ、バーナーの燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル未満であ</td> </tr> </table>	一	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	日本産業規格（以下「規格」という。）B八二〇一及びB八二〇三の伝熱面積の項で定める算定方法により算定した伝熱面積が八平方メートル以上一〇平方メートル未満であつて、かつ、バーナーの燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル未満であ
一	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で〇・一パーセント以下であるガスを燃料として専焼	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二〇〇リットル以上であること（日本産業規格（以下「規格」という。）B八二〇一及びB八二〇三の伝熱面積の項で定める算定方法により算定した伝熱面積が八平方メートル未満のもの（を除外する。）。					
一	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	日本産業規格（以下「規格」という。）B八二〇一及びB八二〇三の伝熱面積の項で定める算定方法により算定した伝熱面積が八平方メートル以上一〇平方メートル未満であつて、かつ、バーナーの燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル未満であ					

<p>二</p>	<p>金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する燃焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煨焼炉（第八号の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が〇・五平方メートル以上であるか、羽口断面面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面面積をいう。以下同じ。）が〇・二五平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四〇リットル以上あるか、又は変圧器の定格容量が一五〇キロボルトアンペア以上であること。</p>
<p>三</p>	<p>金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉及び解炉）（第八号の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が〇・五平方メートル以上であるか、羽口断面面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面面積をいう。以下同じ。）が〇・二五平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四〇リットル以上あるか、又は変圧器の定格容量が一五〇キロボルトアンペア以上であること。</p>
<p>四</p>	<p>金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉</p>	<p>火格子面積が〇・八平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四〇リットル以上であること。</p>
<p>五</p>	<p>石油製品（石油化学製品又はニールタール製品）の製造の用に供する加熱炉</p>	<p>火格子面積が〇・八平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四〇リットル以上であること。</p>
<p>六</p>	<p>石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔</p>	<p>触媒に付着する炭素の燃焼能力が一時間当たり一〇〇キログラム以上であること。</p>
<p>七</p>	<p>製鉄製鋼又は合金鉄若しくはカービドの製造の用に供する電気炉</p>	<p>変圧器の定格容量が六〇〇キロボルトアンペア以上であること。</p>
<p>八</p>	<p>銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する燃焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶</p>	<p>原料の処理能力が一時間当たり〇・三トン以上であるか、火格子面積が〇・三平方メートル以上であるか、羽口断面面積が〇・一五平方メ</p>

<p>二</p>	<p>金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する燃焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煨焼炉（第八号の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>原料の処理能力が一時間当たり一トン未満であること。</p>
<p>三</p>	<p>金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉及び解炉）（第八号の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が〇・五平方メートル以上一平方メートル未満であるか、羽口断面面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面面積をいう。以下同じ。）が〇・二五平方メートル以上〇・五平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四〇リットル以上五〇リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が一五〇キロボルトアンペア未満であること。</p>
<p>四</p>	<p>金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉</p>	<p>火格子面積が〇・八平方メートル以上一平方メートル未満であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四〇リットル以上五</p>
<p>五</p>	<p>石油製品（石油化学製品又はニールタール製品）の製造の用に供する加熱炉</p>	<p>〇リットル未満であること。</p>
<p>六</p>	<p>石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔</p>	<p>触媒に付着する炭素の燃焼能力が一時間当たり一〇〇キログラム以上二〇〇キログラム未満であること。</p>
<p>七</p>	<p>製鉄製鋼又は合金鉄若しくはカービドの製造の用に供する電気炉</p>	<p>変圧器の定格容量が六〇〇キロボルトアンペア以上一、〇〇〇キロボルトアンペア未満であること。</p>
<p>八</p>	<p>銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する燃焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶</p>	<p>原料の処理能力が一時間当たり〇・三トン以上〇・五トン未満であるか、火格子面積が〇・三平方メートル以上〇・五平方メートル未満である</p>

	<p>鉛用反射炉を含む。 （む）、転炉、溶解炉及び乾燥炉</p>	<p>トール以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇リットル以上であること。</p>
九	<p>化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設、塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽、活性炭の製造、塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉及び密閉式のものを除く。）</p>	<p>原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が一時間当たり三〇キログラム以上であること。</p>
十	<p>りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉</p>	<p>原料として使用するりん鉱石の処理能力が一時間当たり五〇キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が一五〇キロボルトアンペア以上であること。</p>
十一、二十二（略）	（略）	（略）

別表第八（第二十二条関係）

ばいじんの排出基準は、次の表の第二欄に掲げる施設ごとに同表の第三欄（別表第七の備考第二号に規定する特別排出基準適用区域において新たに設置されるばい煙に係る特定施設にあつては第四欄）に掲げるばいじんの量とする。

一	別表第一の第一号の項に掲げるボイラー	〇・ニグラム	〇・ニグラム
---	--------------------	--------	--------

	<p>鉛用反射炉を含む。 （む）、転炉、溶解炉及び乾燥炉</p>	<p>か、羽口面断面積が〇・一五平方メートル以上〇・二平方メートル未満であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇リットル以上二〇リットル未満であること。</p>
九	<p>化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設、塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽、活性炭の製造、塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉及び密閉式のものを除く。）</p>	<p>原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が一時間当たり三〇キログラム以上五〇キログラム未満であること。</p>
十	<p>りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉</p>	<p>原料として使用するりん鉱石の処理能力が一時間当たり五〇キログラム以上八〇キログラム未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四〇リットル以上五〇リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が一五〇キロボルトアンペア以上二〇〇キロボルトアンペア未満であること。</p>
十一、二十二（略）	（略）	（略）

別表第八（第二十二条関係）

ばいじんの排出基準は、次の表の第二欄に掲げる施設ごとに同表の第三欄（別表第七の備考第二号に規定する特別排出基準適用区域において新たに設置されるばい煙に係る特定施設にあつては第四欄）に掲げるばいじんの量とする。

一	別表第一の第一号の項に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料（紙	〇・ニグラム	〇・ニグラム
---	-----------------------------------	--------	--------

				バルブの製造に伴 い発生する黒液を 除く。)又はガスを 燃料として専焼さ せるもの		
二、十 七(略)	(略)	(略)	(略)	二、十 七(略)	(略)	(略)
備考 (略)				備考 (略)		

附 則

- 1 この規則は、令和五年六月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

三重県告示第 140 号

行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 14 条の規定により、次のとおり行政書士に対する行政処分を行いました。

令和 5 年 3 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 処分年月日
令和 5 年 3 月 7 日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 氏名
奥野 佳行
 - (2) 事務所の所在地
三重県伊勢市岩渕 2 丁目 3-9 リバーマンション 1 階 5 号室
 - (3) 登録番号
第 19212194 号
- 3 処分の内容
戒告

三重県告示第 141 号

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 3 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成 30 年三重県告示第 240 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表中第 15 号の項を次のように改める。

15	ひきこもり支援体制整備の加速化推進補助金	市町におけるひきこもり支援体制の充実強化を加速するため、支援制度が十分整っていない市町に対して立ち上げ支援を行う。	市町が行うひきこもり支援体制の整備に要する経費	別に定める。	別に定める。
----	----------------------	---	-------------------------	--------	--------

別表 1(2)の表中第 16 号の項を削り、第 17 号の項を第 16 号の項とし、第 18 号の項を第 17 号の項とし、第 19 号の項を削り、第 20 号の項（E）の欄を次のように改め、同項を第 18 号の項とする。

別に定める。

別表 1(2)の表中第 21 号の項を第 19 号の項とし、第 22 号の項を第 20 号の項とする。

別表 1(4)の表中第 15 号の項を削り、第 16 号の項を第 15 号の項とし、第 17 号の項から第 25 号の項までを 1

項ずつ繰り上げ、第 26 号の項 (A) の欄から (C) の欄までを次のように改め、同項を第 25 号の項とする。

三重県子ども食堂等支援事業補助金	子どもや子育て世帯に対する居場所づくりや、生活困窮となった世帯等への支援を図る。	子どもや子育て世帯に対する居場所づくり、生活困窮となった世帯等に対する支援に必要な経費
------------------	--	---

別表 1(4) の表中第 27 号の項を第 26 号の項とし、第 28 号の項から第 30 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

30	三重県学習支援・体験活動等支援事業補助金	子どもの居場所運営団体による学習支援事業やスポーツ、文化・芸術等の子ども向け体験活動の実施を支援する。	学習支援やスポーツ、文化・芸術等の子ども向け体験活動に必要な経費	別に定める。	別に定める。
----	----------------------	---	----------------------------------	--------	--------

別表 1(5) の表中第 15 号の項を削る。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 142 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除しますので、同法第 33 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

令和 5 年 3 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥羽市桃取町字八幡山 273 番 9、285 番 5
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設とするため

三重県告示第 143 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 5 年 3 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び桑名市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 144 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 5 年 3 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

いなべ市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 145 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 5 年 3 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 146 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 5 年 3 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 147 号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和5年3月14日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 148 号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和5年3月14日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 149 号

次の者に係る森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和5年3月14日

三重県知事 一見勝之

- 1 通知することができない者の氏名
岡 徳次郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市大安町石樽北山宇西横谷 999 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 150 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 5 年 3 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

伊藤 高秋

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市大安町石樽北宇狸洞 1333

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

桑原 伸子

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市大安町石樽北宇狸洞 1335

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

岡 玄一

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市大安町石樽北字狸洞 1338

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 151 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 5 年 3 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 通知することができない者の氏名

伊藤 喜代蔵

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市藤原町川合字轟キ 1473

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 152 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定による保

安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和5年3月14日

三重県知事 一見勝之

第1

1 通知することができない者の氏名

山中 崇

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市藤原町山口字松ケ原 3016 番

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第2

1 通知することができない者の氏名

近藤 聰

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市藤原町山口字松ケ原 3037 番、字高保田 3057 番 3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第3

1 通知することができない者の氏名

近藤 稔

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市藤原町山口字高保田 3062 番 3、3070 番

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

第 4

- 1 通知することができない者の氏名
野木森 勝

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市藤原町山口字高保田 3071 番
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

第 5

- 1 通知することができない者の氏名
加藤 典昭

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市藤原町山口字風谷 2449 番
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 153 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 5 年 3 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 通知することができない者の氏名
二之部 守

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市北勢町小原一色字向比田 1809
- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

水元 忠義

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市北勢町小原一色字向比田 1811

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 154 号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 62 条第 1 項の規定により三重海区漁場計画を定めましたので、同法第 64 条第 6 項の規定により次のとおり告示します。

令和 5 年 3 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 免許予定日

魚類養殖業及びくろまぐろ養殖業を除く区画漁業、定置漁業及び共同漁業については、令和 5 年 9 月 1 日
区画漁業のうち魚類養殖業及びくろまぐろ養殖業については、令和 6 年 1 月 1 日

2 申請期間

令和 5 年 3 月 14 日から同年 6 月 13 日まで

3 漁業権に関する事項

別冊のとおり

4 漁場の図面

別図のとおり

(「別冊」及び「別図」は省略し、三重県農林水産部水産資源管理課、津農林水産事務所水産室、伊勢農林水産事務所水産室及び尾鷲農林水産事務所水産室に備え置いて縦覧に供します。)

5 類似漁業権以外の漁業権

三重定第 22 号、三重区第 56 号、62 号、77 号、79 号、80 号、90 号、91 号、92 号、102 号、122 号、192 号、193 号、198 号、203 号、208 号、241 号、253 号、281 号、328 号、331 号、332 号、348 号、360 号、376 号、384 号、386 号、387 号、388 号、389 号、390 号、1057 号、4022 号、4023 号、4035 号、4046 号、4065 号、4082 号、4084 号、4088 号、4096 号、4124 号、4126 号、4127 号

6 海区漁業調整委員会の意見の概要

特になし

三重県告示第 155 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 3 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）津高茶屋ショッピングセンター
津市高茶屋小森町 981-2
- 2 津市から聴取した意見
 - (1) その他の事項
 - (ア) 騒音及び振動について、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 2 条、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 2 条及び三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 2 条で規定する特定施設及び指定施設を設置する場合は、届出を行うとともに、敷地境界における騒音等を検証し、当該法令等の排出基準を遵守すること。
 - (イ) 津市立高茶屋小学校及び津市立南郊中学校に通学する児童生徒の通学路付近を工事車両等が通行する可能性があるため、当該校へ周知を行うこと。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 5 年 3 月 14 日から同年 4 月 14 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 156 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 3 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
久居インターガーデン Cブロック
津市久居明神町字風早 2488-1 ほか 38 筆
- 2 津市から聴取した意見
 - (1) その他の事項
久居インターガーデンは、津市立誠之小学校、津市立成美小学校及び津市立久居中学校の校区であり、通学する児童生徒の通学路に近接することから、交通誘導員等を配置するなど、通学時の交通安全対策について配慮すること。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 5 年 3 月 14 日から同年 4 月 14 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、熊野市長から通知がありました。

令和 5 年 3 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3D都市モデル作成）
- 2 作業期間
令和4年9月21日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域
熊野市全域

三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号）第4条第4項の規定による入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等）の期間を次のとおり定めましたので、公告します。

令和5年3月14日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 受付期間、場所等
県内に本店を有する者及び県外に本店を有する者の受付及び審査完了日並びに名簿登録の有効期間は、次のとおりとします。

受付及び審査完了日	名簿登録の有効期間
令和5年4月1日から同年6月30日まで	令和5年8月1日から令和8年5月31日まで
令和5年7月1日から同年10月2日まで	令和5年11月1日から令和8年5月31日まで
令和5年10月3日から令和6年1月4日まで	令和6年2月1日から令和8年5月31日まで
令和6年1月5日から同年4月1日まで	令和6年5月1日から令和8年5月31日まで

また、受付場所は、次のとおりとし、郵送によるもののみの受付とします。

受付場所
〒514-0002 公益財団法人 三重県建設技術センター（津市島崎町56番地）

さらに、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）に係るものについては、別に三重県公報に登載された受付期間、受付場所、送付方法及び名簿登録期間となります。

- 2 問合せ先
津市広明町13番地
三重県県土整備部建設業課
電話 059-224-2723

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和5年3月14日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 令和5年度建設資材価格等調査（実態調査・特別調査）業務委託
- 2 担 当 部 局 津市広明町13番地
三重県県土整備部技術管理課
- 3 落札者決定日 令和5年2月24日
- 4 落 札 者 愛知県名古屋市中区錦3丁目4番6号
一般財団法人建設物価調査会中部支部 支部長 岩井 卓矢
- 5 落 札 金 額 入札価格 78,000,000円
契約金額 85,800,000円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和5年1月6日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
